

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険資格管理・給付関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本事務の遂行のため利用するシステムにおいて特定個人情報ファイルを保持、また、番号法第十九条に定められた情報照会者に提供するにあたり、システム操作者の限定・第三者による不正利用防止等の対策、媒体等による特定個人情報ファイルの携帯を禁止する等、厳格に特定個人情報ファイルを保護し、情報漏えいを防止する対策を徹底することを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

浜中町長

公表日

令和1年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続等の事務・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療者証等の交付に関する事務・一部負担金の減額、免除、徴収猶予等に関する事務・疾病、負傷、出産、死亡等による保険給付に関する事務・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険市町村事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置する国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長 佐々木 武志
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	浜中町(総務課情報管理係) 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 0153-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	浜中町(総務課情報管理係) 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 0153-62-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	②事務の概要	国民健康保険の被保険者の資格(履歴)管理、保険証等の発行管理等を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続等の事務 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療者証等の交付に関する事務 ・一部負担金の減額、免除、徴収猶予等に関する事務 ・疾病、負傷、出産、死亡等による保険給付に関する事務 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	
平成29年7月31日	③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、国民健康保険市町村事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、町に設置する国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年7月31日	法令上の根拠	30	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事前	
平成29年7月31日	②法令上の根拠	42,43,44,45,1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,43,46,58,62,80,87,93,106	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成29年6月30日時点	事前	
平成29年7月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成29年6月30日時点	事前	
令和1年6月20日	①部署	浜中町役場町民課保険年金係	町民課	事後	
令和1年6月20日	②所属長	町民課長 渡部 直人	町民課長 佐々木 武志	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	